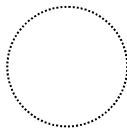


事業者と土地所有者が同一の場合



捨印（必要に応じて）
事業者（土地所有者）

公共施設（道路敷）移管及び帰属申請書

令和○年 ○月 ○日
(○○○○年)

吹田市長 あて

事業者 吹田市泉町1丁目3番40号
(土地所有者) 吹田 一郎

実印

代理人 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田 二郎

印

標記のことについて、都市計画法第32条において協議した下記公共施設（道路敷）を同法第39条、第40条の規定により移管及び帰属します。

記

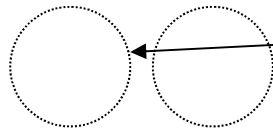
土地の所在・明細

公衆用道路であることを確認

土地の所在	地番	地目	地積	備考
吹田市佐竹台1丁目	1番1	公衆用道路	100 m ²	
吹田市佐竹台1丁目	1番2	公衆用道路	9.00 m ²	
			m ²	
			m ²	

10 m²未満については、少数点以下表示

事業者と土地所有者が異なる場合



捨印（必要に応じて）
事業者及び土地所有者

公共施設（道路敷）移管及び帰属申請書

令和○年 ○月 ○日
(○○○○年)

吹田市長 あて

事業者 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田 一郎

実印

代理人 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田 二郎

印

土地所有者 吹田市佐竹台1丁目6番1号
南千里 一郎

実印

標記のことについて、都市計画法第32条において協議した下記公共施設（道路敷）を同法第39条、第40条の規定により移管及び帰属します。

記

土地の所在・明細

公衆用道路であることを確認

土地の所在	地 番	地 目	地 積	備 考
吹田市佐竹台1丁目	1番1	公衆用道路	100 m ²	
吹田市佐竹台1丁目	1番2	公衆用道路	9.00 m ²	
			m ²	
			m ²	

10 m²未満については、少数点以下表示



捨印（必要に応じて）

登記原因証明情報

1. 登記申請情報の要項

(1) 登記の目的 所有権移転 空白

(2) 登記の原因 令和 年 月 日

都市計画法第 40 条第 2 項の規定による帰属

(3) 当事者

登記権利者（甲） 吹田市

登記義務者（乙） 氏名 南千里 一郎（土地所有者名）

(4) 不動産

吹田市佐竹台 1 丁目 1 番 1 公衆用道路 100 m²
吹田市佐竹台 1 丁目 1 番 2 公衆用道路 9.00 m²

2. 登記の原因となる事実又は法律行為

日付は空白

(1) 乙は、甲に対し、令和 年 月 日、本件不動産を都市計画法第 40 条第 2 項の規定により帰属した。

(2) よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

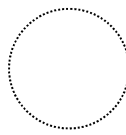
令和 年 月 日 大阪法務局 北大阪支局 御中

上記の登記原因のとおり相違ありません。

登記義務者 住所 吹田市佐竹台 1 丁目 6 番 1 号（土地所有者）

氏名 南千里 一郎（土地所有者）

実印



捨印（必要に応じて）

登記承諾書

不動産の表示

末尾記載のとおり

登記原因及びその日付

令和 年 月 日

日付は空白

都市計画法第 40 条第 2 項の規定による帰属

登記の目的

所有権移転登記

登記権利者

吹田市

40 条第 1 項は土地の交換ある場合

40 条第 2 項は事業者からの帰属のみの場合

上登記を承諾します。

令和 年 月 日

日付は空白

登記義務者

住 所 吹田市佐竹台 1 丁目 6 番 1 号（土地所有者）

氏 名 南千里 一郎（土地所有者）

実印

不動産の表示

吹田市佐竹台 1 丁目 1 番 1	公衆用道路	100	m ²
吹田市佐竹台 1 丁目 1 番 2	公衆用道路	9.00	m ²